

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」
及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについては、令和3年1月7日付事務連絡及び令和3年6月28日付事務連絡（FAQ）でお示ししているところですが、保育所等が臨時休園等した場合の新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置が令和4年度末に廃止されたこと等に伴い、両事務連絡を廃止することとしました。

また、令和3年1月7日事務連絡でお示ししていた施設等利用給付費の取り扱いについては、原則として新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更（令和5年5月8日）をもって終了することといたしますが、管内の利用者や特定子ども・子育て支援施設等への周知を行う必要があることを踏まえ、令和5年6月30日まで従前の取り扱いとすることが可能です。

なお、令和3年6月28日付事務連絡（FAQ）に載せていた問のうち、引き続き必要と考えられるものについては、公定価格に関するFAQの中で改めてお示しすることとしました。

本内容について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）への周知をお願いします。

【問い合わせ先】

（公定価格、利用者負担額、施設等利用費に関すること）
こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室
TEL：03-6858-0126

（教育・保育給付認定等に関すること）
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

（一時預かり事業（幼稚園型）に関すること）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL：03-6734-2374（内線2374）